

成年後見制度に関するお問い合わせ

成年後見制度の申立てに関すること

■長野家庭裁判所

住所：長野市大字長野旭町 1108 番地 電話：026-403-2038

ホームページ：http://www.courts.go.jp/nagano/

任意後見契約に関すること

■日本公証人連合会

住所：東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 5 階 電話：03-3502-8050

ホームページ：http://www.koshonin.gr.jp/

最寄りの公証役場

■長野公証合同役場

住所：長野市大字南長野妻科 437 番地 7 長野法律ビル 2 階 電話：026-234-8585

長野市の相談窓口

長野市成年後見支援センター

(長野市社会福祉協議会内) 電話：026-225-0153

長野市福祉事務所

地域包括ケア推進課（市役所第 2 庁舎 1 階） 電話：026-224-8929

障害福祉課（市役所第 2 庁舎 1 階） 電話：026-224-8730

福祉政策課篠ノ井分室（篠ノ井支所内） 電話：026-292-2593

または、お近くの地域包括支援センターまで

成年後見制度 活用ハンドブック



誰もが尊厳を持って安心して生活できるために

「成年後見制度」は、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人を法的に保護し、支援するための制度です。

判断能力が不十分になると自分に不利益な契約を結んでしまうなど悪質商法の被害に遭う恐れもあります。誰もが尊厳を持って安心して生活できるために成年後見制度の活用について考えてみませんか。